

原子力発第10177号  
平成22年10月12日

愛媛県知事  
加戸守行 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁に関する  
国からの注意喚起について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁に関して、平成22年10月12日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり注意喚起がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

# 経 済 産 業 省

22原企課第100号  
平成22年10月12日

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山 春



経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本 哲也

経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長 真先 正人

経済産業省原子力安全・保安院核燃料管理規制課長 児嶋 秀平

経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長 中津 健之

株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁について（注意喚起）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-161c-10-1、NISA-181c-10-2、NISA-311c-10-2、NISA-191c-10-2）のとおり、原子力事業者に対して通知することといたしました。

つきましては、原子力事業者である貴社に対しても別添の内容についてお知らせいたします。

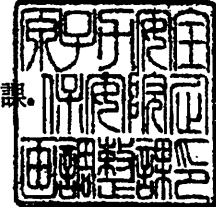
# 経 済 産 業 省

22原企課第100号

平成22年10月12日

株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁について（注意喚起）

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

NISA-161c-10-1

経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

NISA-181c-10-2

経済産業省原子力安全・保安院核燃料管理規制課

NISA-311c-10-2

経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

NISA-191c-10-2

株式会社首藤バルブ製作所（本社：大阪市）（以下「首藤バルブ」という）において製造及び販売を行っている製品（弁）に関し、本年6月、原子力安全・保安院（以下「当院」という）に原子力施設安全情報申告制度に基づく申告があり、原子力施設安全情報申告調査委員会において当該申告に対する事実関係等を調査した結果、首藤バルブにおいて、製造した弁の材料試験成績書がねつ造されていた事実が確認されました。

当院は、首藤バルブ製の弁を納入、設置している加圧水型原子炉設置者に対し、当該弁に係る原子炉施設への影響について確認するよう指示したところ、原子炉施設の安全上、特段問題は生じていないことを確認し、また、その他の原子力事業者に対しても同様の指示をしたところです。

しかしながら、材料試験成績書がねつ造されていた製品が原子炉施設に納入されている事実を踏まえ、当院は原子力事業者に対し、今後、このような製品が納入されることがないように調達管理の充実を図ることについて、注意喚起いたします。